

強い農業づくり総合支援交付金（水稻・大豆）

1 対象品目・分野 ○水田・畑作

2 事業概要

国庫補助金（強い農業づくり総合支援交付金）を活用して農産物の産地形成に必要な共同利用施設の整備を支援します。

3 利用対象者

農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体
農業協同組合

4 支援内容

(1) 主な補助要件：

- 受益農業従事者（農業の常時従事者（原則150日以上））が5名以上
- 農産局長等が定める成果目標の基準を満たしていること
- 農産局長等が定める面積要件等を満たしていること
- 原則として、総事業費が5,000万円以上であること
- 一定割合の受益者による環境負荷低減等に取り組むこと
- 実質化された人・農地プランを策定していること又は地域計画を策定していること
- 当該施設等の整備によるすべての効果によりすべての費用を償うことが見込まれること

(2) 対象経費：共同利用施設の整備（原則、事業費5,000万円以上）

(3) 補助率：

- ・ 水稻 乾燥調製施設 1/3以内（中山間地等は1/2以内）
乾燥調製貯蔵施設 1/2以内
- ・ 大豆 乾燥調製施設 1/2以内

※1 経営体（法人）に限定される取組（協業経営体を除く）は補助率3/10以内

(4) 補助上限額：

- 乾燥調製施設 計画処理量1トンにつき45万2千円
- 穀類乾燥調製貯蔵施設 米にあっては計画処理量1トンにつき50万2千円

5 募集期間

- (1) 募集期間（予定）：随時、相談を受け付けます
(最寄りの市町村、各総合支庁農業振興課にご相談ください。)
- (2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村、各総合支庁農業振興課
- (3) 申込み先：最寄りの市町村

6 問合せ先

- (1) 機関名・課名： 農林水産部農政企画課
- (2) 担当（係）名： 米政策推進担当
- (3) 電話番号： 023-630-2304